

技能講習・特別教育等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。講習申込時・再発行申請時に、併記希望の旨をお伝えください。

#### ＜証明書類の提出＞

旧姓又は通称が確認できる書類を講習当日もしくは申込時にご持参下さい。

##### ① 旧姓の場合

戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

##### ② 通称の場合

住民票（コピー不可）などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

#### ＜記載例＞

戸籍上の氏名が「相生太郎」で、旧姓を使用した氏名が「兵庫太郎」の場合  
相生 太郎（兵庫 太郎）

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日・再発行申請時にご持参下さい。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認ができない場合は記載できません。

（問い合わせは下記まで）

一般社団法人 兵庫労働基準連合会 相生事務所

相生労働基準協会

0791-22-8404